

南越前町の助成制度等一覧（令和7年4月1日現在）

（青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者 等	助成措置補助割合 （限度額等）	受益者 負担割合	付記 （例規の名称等）	担当 部局
1	集落自治振興交付金	集落自治振興に係る経費 ※対象経費等についての制限がなく、申請行為等も不要	[均等割] 50世帯以下144,000円 51世帯以上10世帯ごとに8,000円を加算 [世帯割] 1世帯当たり2,000円	—	集落自治振興交付金交付要綱	総務課
2	集会所整備事業補助金	集落が管理運営している集会所の施設整備（修繕、備品購入を含む。）に要する経費	増改築及び修繕に要する経費（5万円以上500万円以下の範囲）の7/10以内 ※補助率加算あり ・小規模集落加算 10世帯未満 10% 10世帯～20世帯未満 5% ・高齢化率加算 70%以上 10% 60%以上70%未満 5% 備品購入に要する経費の5/10以内 ただし、机は38,000円/台、椅子は9,000円/脚を事業費上限	町助成額を除いた金額	地区集会所整備事業補助金交付要綱	総務課
3	地区集会所整備事業	集落が管理する集会所の新築に要する経費	受益戸数から算出した基準事業費の95/100以内	町助成額を除いた金額	地区集会所整備事業実施要綱	総務課
4	集落活性化支援事業補助金	集落の担い手を確保するために集落が主催する若者・女性・外国人・子どもを対象とした新たなイベント等の開催に要する経費	補助対象経費の10/10 上限10万円	町助成額を除いた金額	集落活性化支援事業補助金交付要綱	総務課
5	防犯灯整備事業補助金	集落が管理する防犯灯の新設、更新、移転に要する経費	新設、更新、移転に要する経費の7/10以内 ※補助率加算あり ・小規模集落加算 10世帯未満 10% 10世帯～20世帯未満 5% ・高齢化率加算 70%以上 10% 60%以上70%未満 5%	町助成額を除いた金額	防犯灯整備事業補助金交付要綱	総務課
6	チャイルドシート購入費補助金	町民が6歳未満の乳幼児（町民）のために購入したチャイルドシートの購入（乳幼児1人につき1台）に要する経費 ※申請期限は購入から6ヶ月以内 ※町税の滞納がないことが要件	補助率1/2 補助上限 15,000円/台	町助成額を除いた金額	チャイルドシート購入費補助金交付要綱	総務課 防災安全室
7	運転免許自主返納支援事業	自主的に運転免許を返納（平成23年度以降）した65歳以上の町民	・らくらくおでかけバスの乗車料無料化（無期限） ・タクシー利用券の交付 年15,000円（10年間）	—	運転免許自主返納支援事業実施要綱	総務課 防災安全室

南越前町の助成制度等一覧（令和7年4月1日現在）

（青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者 等	助成措置補助割合 （限度額等）	受益者 負担割合	付記 （例規の名称等）	担当 部局																																
8	高齢運転者 支援事業補 助金	65歳以上の町民が自家用自動車に設置 するドライブレコーダーに要する経費（1 人につき1台） ※補助対象車両の自動車車検証に記載 された使用者である者に限る。 ※自動車購入時に設置した場合も 含める。	補助対象経費の1/2 （補助上限25,000円）	町助成額を除 いた金額	高齢運転者支援 事業補助金交付 要綱	総務課 防災 安全室																																
9	安全で安心 な地域社会 づくり事業補 助金	集落が防犯上の重要箇所に防犯カメラを 設置するための経費（機材費含む）。	補助率2/3 補助上限100,000円/箇 所 ※1集落3箇所まで	町助成額を除 いた金額	安全で安心な地 域社会づくり事業 補助金交付要綱	総務課 防災 安全室																																
10	災害見舞金	<table><tr><td rowspan="6">火災等</td><td>全焼・全壊(70%以上)</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>半焼・半壊</td><td></td></tr><tr><td>(50%以上)</td><td>90,000円</td></tr><tr><td>(30%以上)</td><td>70,000円</td></tr><tr><td>(20%以上)</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>一部焼・一部壊</td><td></td></tr><tr><td>(10%以上)</td><td>30,000円</td></tr><tr><td>(10%未満)</td><td>20,000円</td></tr><tr><td rowspan="7">自然災害 (風水害 地震等)</td><td>全壊・流出</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>一部壊</td><td></td></tr><tr><td>損害額</td><td></td></tr><tr><td>100万円超え</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>20万円～100万円以下</td><td>30,000円</td></tr><tr><td>床上浸水</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>床下浸水</td><td>30,000円</td></tr></table>	火災等	全焼・全壊(70%以上)	100,000円	半焼・半壊		(50%以上)	90,000円	(30%以上)	70,000円	(20%以上)	50,000円	一部焼・一部壊		(10%以上)	30,000円	(10%未満)	20,000円	自然災害 (風水害 地震等)	全壊・流出	100,000円	一部壊		損害額		100万円超え	100,000円	20万円～100万円以下	30,000円	床上浸水	100,000円	床下浸水	30,000円	10/10 （左記の額）	—	災害見舞金等の 支給要綱	総務課 防災 安全室
火災等	全焼・全壊(70%以上)	100,000円																																				
	半焼・半壊																																					
	(50%以上)	90,000円																																				
	(30%以上)	70,000円																																				
	(20%以上)	50,000円																																				
	一部焼・一部壊																																					
(10%以上)	30,000円																																					
(10%未満)	20,000円																																					
自然災害 (風水害 地震等)	全壊・流出	100,000円																																				
	一部壊																																					
	損害額																																					
	100万円超え	100,000円																																				
	20万円～100万円以下	30,000円																																				
	床上浸水	100,000円																																				
	床下浸水	30,000円																																				
11	自警消防施 設等整備事 業補助金	補助対象経費 ・消防用ホース ・ホース格納箱 ・管そう ・ノズル(噴霧) ・振鈴 ・消火栓ハンドル ・ヘルメット ・パイプラインアタッチメント 基準額は事業費の範囲内 補助率2/3 ・小型動力ポンプ格納庫 基準額1棟150万円以内 補助率2/3 ・小型動力ポンプ 基準額は事業費の範囲内 補助率10/10	左記のとおり	町助成額を除 いた金額	南越消防組合補 助金交付規程	南越消 防組合 南消防 署 Tel45- 0119																																

南越前町の助成制度等一覧（令和7年4月1日現在）

（青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者 等	助成措置補助割合 (限度額等)	受益者 負担割合	付記 (例規の名称等)	担当 部局
12	自主防災による安全安心な集落づくり補助金	【補助対象経費】 (1) 防災研修会実施事業 講師謝礼、茶代 (2) 防災マップ作成事業 筆記用具等消耗品 (3) 防災訓練実施事業 炊出し材料費、印刷代、消耗品、保険料等 (4) 備蓄品整備事業 水、非常食等 (5) 集落内定期警戒・点検事業 防災服、防寒着、長靴、懐中電灯等 (6) 防災資機材維持管理事業 防災資機材の修繕費用等 (7) 防災資機材整備事業 毛布、ハンドマイク、スコップ、一輪車、発電機等 【補助対象事業者】 ①自主防災組織 ②自主防災組織が結成された集落 ③自主防災組織を結成予定の集落 ④その他の集落（速やかな組織結成が困難な集落）	【補助対象事業者①～③】 (1)から(5) 補助率 9/10 事業費上限 合計 300,000円 (6) 補助率 9/10 事業費上限200,000円 (7) 補助率 7/10（小規模集落及び高齢化率の高い集落には加算あり） 事業費上限600,000円 【補助対象事業者④】 (1)から(5) 補助率 7/10 事業費上限 合計 300,000円 (6) 補助率 7/10 事業費上限200,000円 (7) 補助率 1/2（小規模集落及び高齢化率の高い集落には加算あり） 事業費上限600,000円	町助成額を除いた金額	自主防災による安全安心な集落づくり補助金交付要綱	総務課 防災安全室
13	コミュニティ助成事業補助金	【補助対象経費】 ・地域のコミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に要する費用 ①一般コミュニティ助成事業 ②コミュニティセンター助成事業 ③地域防災組織育成助成事業 ④青少年健全育成助成事業 ⑤地域づくり助成事業 ⑥地域の芸術環境づくり助成事業 ⑦地域国際推進助成事業 【補助対象者】 ・町が認める組織	①補助率10/10 補助上限100万円～250万円 ②補助率3/5 補助上限1,500万円 ③補助率10/10 補助上限30万円～200万円 ④補助率10/10 補助上限30万円～100万円 ⑤補助率10/10 補助上限200万円～1,000万円 ⑥補助率10/10 補助上限500万円 ⑦補助率10/10 補助上限200万円	町助成額を除いた金額	コミュニティ助成事業補助金交付要綱	総務課 防災安全室
14	小型動力ポンプ管理事業補助金	【補助対象者】 集落の自警消防隊 【補助対象経費】 小型動力ポンプ（購入から10年が経過し、自警消防隊へ譲与されたものに限る）を適正に管理するために必要な経費（50,000円以上に限る）	補助率 2/3 事業費上限100,000円	町助成額を除いた金額	小型動力ポンプ管理事業補助金交付要綱	総務課 防災安全室

南越前町の助成制度等一覧（令和7年4月1日現在）

（青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者 等	助成措置補助割合 （限度額等）	受益者 負担割合	付記 （例規の名称等）	担当 部局
15	遠距離通勤者高速道路利用支援事業補助金	65歳以下(4月1日時点)の (1)南越前町民が町外の勤務先に高速道路で通勤する場合 (2)南越前町民以外の者が町外から南越前町内の勤務先に高速道路で通勤する場合 補助対象高速道路区間は、居住地最寄りICから勤務地最寄りICまでとする。ただし、勤務地最寄りIC又は居住地最寄りICは、福井IC以北又は敦賀IC以南とする。	(1)の場合 高速道路利用料の1/2 （補助上限10,000円/月） (2)の場合 高速道路利用料の1/3 （補助上限4,000円/月）	町助成額を除いた金額	遠距離通勤者高速道路利用支援事業補助金交付要綱	観光 まちづくり課
16	生活路線バス利用促進事業補助金 （路線バス運賃補助）	王子保河野海岸線運行バスに乗車する者に対する運賃補助 （河野事務所で運賃補助券の交付を受けることで割引運賃で乗車可能）	割引運賃で乗車できる。 割引率は乗降停留所によって異なる。	補助残	生活路線バス利用促進事業実施要綱	観光 まちづくり課
17	生活路線バス利用促進事業補助金 （路線バス通学定期券購入補助）	王子保河野海岸線運行バスに乗車する者に対する通学定期券の購入補助 （河野事務所で証明書の発行を受けることで割引価格で定期券を購入可能）	通学定期券を割引価格で購入できる。 割引率は乗降停留所によって異なる。	補助残	生活路線バス利用促進事業実施要綱	観光 まちづくり課
18	都市地域間交流促進事業補助金	地域活動支援事業 【対象者】 地域団体等、事業者 【対象事業経費】 対象者が行う活動に移住検討者を活用する場合に支払う活動報酬 雇用支援事業 【対象者】 事業者（町税の滞納がある場合は補助対象としない。） 【対象事業経費】 対象者が町内で移住者を雇用する場合に支払う賃金	1人につき、1時間当たりの単価は福井県最低賃金で算出した賃金総額の1/2以内 （月額30,000円） 1人につき、1時間当たりの単価は福井県最低賃金で算出した賃金総額の1/3以内 ただし、雇用1年未満の期間に限る。	対象事業経費から左記により算出した額を控除した額 対象事業経費から左記により算出した額を控除した額	都市地域間交流促進補助金交付要綱	観光 まちづくり課
19	福井ケーブルテレビ利用料金の助成	福井ケーブルテレビが提供する光コミチャンコース加入者のうちいずれかに該当するもの 【助成対象】 ①生活保護法による被保護世帯 ②満70歳以上の独居高齢者世帯で住民税が非課税の世帯 ③各集落が管理している集会所又は区民センター等		光コミチャンコースの利用料金の額 月額1,000円（税別）	情報通信利用環境整備推進事業に伴う利用料金の助成に関する取扱要綱	観光 まちづくり課
20	温泉施設入館料の割引	町民が、町内の温泉施設（そまやま、やすらぎ、ゆうばえ、かねおり）に入館する際の入館料	入館料から右の額を控除した額	大人350円 小人200円	山海里温泉入館料割引事業実施要綱	観光 まちづくり課
21	ダイビングパーク使用料の割引	町民が、ダイビングパークを利用する際の使用料	【ダイビングを行う場合】 施設使用料の全額 【BBQを行う場合】 施設使用料の1/2		南越前ダイビングパーク使用料等割引実施要領	観光 まちづくり課

南越前町の助成制度等一覧（令和7年4月1日現在）

（青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者 等	助成措置補助割合 （限度額等）	受益者 負担割合	付記 （例規の名称等）	担当 部局
22	文化・スポーツ合宿誘致補助金	県内外の高等学校の生徒、大学又は短期大学の学生で構成する運動系及び文化系の団体で、文化・スポーツ技術向上、選拔選手による強化を目的とする合宿を行った場合に宿泊料を助成する。 県外合宿団体が合宿の実施期間中に県内の観光施設見学、体験学習、地元団体と合同で行う取組み又は地域住民との交流をした場合に地域交流活動費を助成する。	【県内合宿団体】 20人泊以上 宿泊延べ人数×500円 【県外合宿団体】 10人泊～20人泊未満 宿泊延べ人数×500円 20人泊以上 宿泊延べ人数×2,000円 地域交流活動人数×250円 限度額40万円 町内の対象宿泊施設に宿泊した場合に限る。		文化・スポーツ合宿誘致補助金交付要綱	観光 まちづくり課
23	中小企業経営安定資金利子補給事業補助金	南越前町中小企業経営安定資金の融資（融資限度額は一般分50万円～500万円、新型コロナウイルス対策分は100万円）を受けた場合に、支払った利子額 【一般分】 利子補給期間は、5年以内 【新型コロナウイルス対策分】 利子補給期間は、4年以内	【一般分】 設備資金80% 運転資金50% 【新型コロナウイルス対策分】 運転資金100%		中小企業経営安定資金利子補給要綱	観光 まちづくり課
24	企業設備近代化資金利子補給事業補助金	製造、建設、小売、サービスを業とする者が、店舗の新築・増改築または機械器具の購入・入替のために、商工会を經由し、政府系金融機関及び県の制度融資並びに福井県商工共済協同組合から融資を受けた場合に、支払った利子額（利子補給期間は、5年間）	80%		設備近代化資金利子補給要綱	観光 まちづくり課
25	小売商業設備近代化資金利子補給事業補助金	小規模事業者（従業員5人以下の小売又はサービス業）が、店舗の新築・増改築または機械器具の購入・入替のために、商工会を經由し、政府系金融機関及び県の制度融資並びに福井県商工共済協同組合から融資を受けた場合に、支払った利子額（利子補給期間は、5年間）	80%		小売商業設備近代化資金利子補給要綱	観光 まちづくり課
26	空き工場等活用助成金	町内の空き工場等を、売買により取得又は賃借して活用する事業者に助成 対象業種：製造業、運輸業、卸売業、小売業、植物工場型農業、その他住民福祉向上又は商工業振興上必要と認める事業 ・延床面積 200㎡以上 ・新規雇用者5人以上かつ町内居住者1/2以上 ・操業開始後10年以上継続 ・取得又は賃借後1年以内の操業	（Ⅰ）取得 売買契約額×（30～80%） 交付限度額 5,000万円 （Ⅱ）賃借 賃借料×50% 交付限度額 月額20万円（60か月）		空き工場等活用助成金交付要綱	観光 まちづくり課

南越前町の助成制度等一覧（令和7年4月1日現在）

（青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者 等	助成措置補助割合 （限度額等）	受益者 負担割合	付記 （例規の名称等）	担当 部局
27	福井ふるさと 百景を活かし た景観づくり 推進事業補 助金	【対象経費】 ①街並みを活かした花植え、夜間景観の演出又は集落内を流れる水路の復元等の実践活動（経常的な維持管理を除く。） ②百景選定地や景観づくり活動等の広報 ③①に規定する活動のための勉強会の開催等 ④その他町長が認める活動 【対象者】 集落、自治会又は民間非営利組織であって、百景選定地において活動する団体	交付限度額： 1団体あたり年20万円 以内 交付期間：2年	対象事業経費から左記により算出した額を控除した額	福井ふるさと百景を活かした景観づくり推進事業補助金交付要綱	観光 まちづ くり課
28	今庄宿地区 町並み保存 推進事業補 助金	【対象経費】 ①町並み保存への意思統一に向けた地区住民向けの会議、講演会、視察研修の実施に要する専門家の招へいに係る旅費・報償費・借上げ料等（年に数回） ②今庄宿の景観整備の全体的調整に要する材料費等 ③活動広報誌の発行に要する印刷費等（年に数回） ④その他町長が必要と認めるもの ただし、飲食費や経常的な維持管理に係る経費及び事業での使用頻度が低く、事業目的以外での使用が主に見込まれるものは対象としない。 【対象者】 町が認定する今庄宿地区内の地元住民が組織する団体又は法人	交付限度額： 1団体あたり年30万円 以内	対象事業経費から左記により算出した額を控除した額	今庄宿地区町並み保存推進事業補助金交付要綱	観光 まちづ くり課
29	熱意ある創 業者支援事 業補助金	【対象経費】 ①店舗の新築・改築または増築のうち、内装工事、外装工事、給排水工事、サイン工事、電気工事に要する経費 ②店舗運営に必要な不可欠な備品の購入 ③その他町長が特に必要と認める経費 【対象者】 町内に事業所等を設置し、又は設置しようとする者で創業1年未満の者 ほか	(1) 女性または40歳未満 補助率：2/3以内 限度額：1,500,000円 (2) (1) 以外 補助率：2/3以内 限度額：1,000,000円	対象事業経費から左記により算出した額を控除した額	熱意ある創業者支援事業補助金交付要綱	観光 まちづ くり課
30	新商品開発 支援事業補 助金	【対象経費】 ①新商品の試作品製作に要する経費 ②新商品開発にかかる調査・検討に要する経費 ③その他町長が特に必要と認める経費 【対象者】 福井県内に事業所等を有する、企業者、法人事業者及び個人事業者で、当該補助事業により製作された試作品を商品として販売する意思がある者	補助対象経費を合算した額の1/2以内とし、1商品につき限度額250,000円	対象事業経費から左記により算出した額を控除した額	新商品開発支援事業補助金交付要綱	観光 まちづ くり課
31	観光PR印刷 媒体製作補 助金	【対象経費】 町の魅力を広くPRする観光素材を題材にした公共性が高いポスター、チラシ等の製作にかかる経費 【対象者】 町内の観光協会、商工会、複数の観光事業者で構成するグループ等の観光関係団体	補助対象経費の1/2以内とし、限度額150,000円	対象事業経費から左記により算出した額を控除した額	観光PR印刷媒体製作補助金交付要綱	観光 まちづ くり課

南越前町の助成制度等一覧（令和7年4月1日現在）

（青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者 等	助成措置補助割合 （限度額等）	受益者 負担割合	付記 （例規の名称等）	担当 部局
32	観光誘客による賑わい創出事業支援補助金	【対象経費】 町内において、賑わい創出による観光消費増大を目的に実施するイベントや行事又は観光誘客促進に繋がる事業にかかる経費 【対象者】 町内に事業所や事務所等を有する任意団体、法人団体、中小企業者及び個人事業者	【補助率】 補助対象経費の2/3以内 【補助限度額】 同一の補助事業者につき1年度あたり50万円まで	対象事業経費から左記により算出した額を控除した額	観光誘客による賑わい創出事業支援補助金交付要綱	観光まちづくり課
33	子ども医療費助成事業	18歳年度末までの子の保険給付自己負担金を助成（窓口無料）	10/10		子ども医療費の助成に関する条例	町民税務課
34	人間ドック助成金	国民健康保険被保険者で30歳以上の者（国民健康保険税の滞納がある場合は助成対象としない。）	25,000円		国民健康保険人間ドック助成事業実施要綱	町民税務課
35	出産育児一時金	国民健康保険被保険者が出産したとき。	488,000円 （12,000円の加算あり）		国民健康保険条例	町民税務課
36	葬祭費	国民健康保険被保険者が死亡したとき。	50,000円		国民健康保険条例	町民税務課
37	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の父・母等及び20歳未満の子の保険給付自己負担金を助成 そのうち、18歳年度末までの子の保険給付自己負担金は窓口無料 ※所得制限有り	10/10		ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例	町民税務課
38	重度障がい者（児）医療費助成事業	次の者の保険給付自己負担金を助成 ・身障者手帳 1級、2級、3級 ・療育手帳A1、A2、B1、B2の一部 ・精神障害者保健福祉手帳 1級、2級かつ自立支援医療受給者証 そのうち、18歳年度末までの子の保険給付自己負担金は窓口無料 ※所得制限有り	10/10		重度障がい者（児）医療費の助成に関する条例	町民税務課
39	知的障がい児（者）施設等通所、通勤及び通学交通費助成事業	在宅の知的障がい児（者）が、特別支援学校や各事業所等へ通勤通学等する場合、通勤通学等に要する経費を助成する。	1/2		知的障がい児（者）施設等通所、通勤及び通学交通費助成事業実施要綱	保健福祉課
40	福祉タクシー利用料金助成事業	重度障がい者が日常生活において、タクシーを利用する際にその料金の一部を助成する。 ・身障者手帳 1級、2級 ・療育手帳 A1、A2 ・精神障害者保健福祉手帳 1級、2級	障がい者1人につき乗車券（1枚500円）を月6枚 3,000円分交付 交付限度 36,000円分/年		福祉タクシー利用料金助成事業要綱	保健福祉課
41	心身障がい者（児）紙おむつ支給事業	紙おむつを必要とする障がい者（児）又はその介護者に対して、紙おむつ購入費の一部を助成する。	2/3 補助対象限度額 6,500円/月		心身障がい者（児）紙おむつ支給事業実施要綱	保健福祉課

南越前町の助成制度等一覧（令和7年4月1日現在）

（青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者等	助成措置補助割合 （限度額等）	受益者 負担割合	付記 （例規の名称等）	担当 部局
42	自動車運転 免許取得・改 造助成事業	身体障がい者及び知的障がい者が社会 参加のため、運転免許を取得する場合、 教習費の一部及び重度身体障がい者が 自動車の改造に要する費用を助成する。	教習費の2/3以内 補助限度額100,000円 10/10 補助限度額100,000円		障がい者運転免 許取得費助成事 業実施要綱 重度身体障がい 者自動車改造助 成事業実施要綱	保健 福祉課
43 変更	ウォーターラ ンド南条入館 優待事業	高齢者がウォーターランド南条を利用す る場合、月4回を限度として入館料を250 円助成する。 また、障害手帳所持者が利用する場合 は入館料無料 ・利用日現在、満65歳以上の高齢者 ・身障者手帳又は療育手帳又は精神障 害者保健福祉手帳所持者	高齢者(65歳以上) 250円/1回 障がい者 全額	65歳以上 正規料金から 250円を除いた 額 障がい者 無料	ウォーターランド 南条入館優待事 業実施要綱	保健 福祉課
44	早期療育支 援金	発育期の適時に治療、訓練を受けるため 通所又は通院している心身障がい児を養 育する保護者に早期療育支援金を支給 する。 支給の申請時期は、毎年1月、4月、7月 及び10月の4期とする。	・越前市内で通所また は通院する場合 500円/回 ・越前市以外に通所ま たは通院する場合 1,000円/回		早期療育支援金 支給要綱	保健 福祉課
45	寝具洗濯乾 燥消毒サー ビス事業	寝具の衛生管理のため、布団類の丸洗 いを年2回実施する。 65歳以上の高齢者で ・ひとり暮らしで援護が必要な者 ・要介護4又は5で寝たきりの者 ・80歳以上の高齢者のみ世帯で要介護1 以上の者 ・身障者手帳1級の者 ・療育手帳A1の者	掛布団/敷布団/毛布 各1枚まで	掛布団 100円 敷布団 100円 毛布 50円 (上記1枚単価)	寝具洗濯乾燥消 毒サービス事業 実施要綱	保健 福祉課
46 変更	高齢者等除 雪支援事業	冬期間、高齢者の安心できる在宅生活を 支援するため、除雪等に支援金を支給す る。 ・住民税非課税世帯で町内及び隣接市 町に1親等親族が住んでいないなど真に 除雪等が困難と認められる65歳以上の ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、 ひとり暮らし身障者手帳、療育手帳、精 神障害者保健福祉手帳所持者	作業員1時間当たり ・屋根雪下ろし 1世帯2,000円 ・住宅通路除雪 1世帯1,200円 ただし限度額 それぞれ12,000円/年	限度額を超過 した経費	高齢者等除雪支 援事業実施要綱	保健 福祉課
47	弁当宅配支 援事業	高齢者の食を支援するため、65歳以上の 高齢者のみ世帯等へ弁当を配達する事 業所に対して補助金を交付する。 ・町内の対象者に弁当を配達できる事業 所(町税等の滞納がある場合は補助対 象としない。)	事業所から配達先ま での片道の距離 2km未満:100円/件 5km未満:200円/件 5km以上:300円/件 町外の事業者: 一律100円/件		弁当宅配支援事 業補助金交付要 綱	保健 福祉課
48 新規	長寿応援プ レミアム付タ クシー券事業	交通機関等の利用が困難な75歳以上の 高齢者のタクシー利用を支援する。 町内を発地または着地する乗車に限る。	購入費用の半額 上限は一人10部まで (1部:500円×8枚)	2,000円/部× 購入部数	長寿応援プレミア ム付タクシー券事 業実施要綱	保健 福祉課
49	家族介護継 続事業	要支援1～2、要介護1～5の在宅非課税 者に対して、紙おむつ等の介護用品を支 給する。	課税世帯(本人非課税) 1/2 非課税世帯10/10 (補助対象限度額 4,000円/月)	補助金を控除 した額 ※町民税非課 税世帯は自己 負担なし	家族介護継続事 業実施要綱	保健 福祉課

南越前町の助成制度等一覧（令和7年4月1日現在）

（青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者 等	助成措置補助割合 （限度額等）	受益者 負担割合	付記 （例規の名称等）	担当 部局
50	住まい環境整備支援事業	在宅で生活する要介護認定を受けた者のうち、 ①要介護3～5の者 ②認知症や障がいにより在宅生活が困難な要介護1～2の者 に対し、住宅の改造に要する費用の一部を助成する。	対象経費の9・8・7割 助成限度額80万円	対象経費の1・2・3割 助成限度額を超過した額	住まい環境整備支援事業実施要綱	保健福祉課
51	介護人材確保・充実奨励金事業	以下に該当する町内介護事業所 (1)就業奨励金 ・令和6年4月1日から令和9年3月31日までに介護サービス従事者を雇用 (2)継続奨励金 ・就業奨励金の受給者を2年間雇用継続 (3)資格取得奨励金 ①職員に介護職員研修を新規修了 ②職員に介護福祉士、介護支援専門員、(更新含む)主任介護支援専門員の資格取得 ③言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士を配置	(1)就業奨励金 1人当たり5万円 (2)継続奨励金 1人当たり5万円 (3)資格取得奨励金 ①1人当たり2万円 ②1人当たり6万円 ③1人当たり10万円		介護人材確保・充実奨励金事業実施要綱	保健福祉課
52 変更	妊婦のための支援給付事業	町内に住所を有する妊婦に対し、妊婦支援給付金を支給する。	妊婦支援給付金 妊娠時 50,000円 出産時 50,000円		妊婦のための支援給付実施要綱	保健福祉課
53	子育て支援金	町内に住所を有し、子どもを養育する者に支援金を支給する。 ・出生してから満18歳まで町内に居住し子どもを養育する者 ・中学校修了までに町内に転入して、満18歳まで居住し子どもを養育する者 (町税の滞納がある場合は支給額の全部又は一部を支給しない。)	第1・第2子 100,000円 第3子以降 300,000円 転入者 第1・第2子 50,000円 第3子以降 150,000円		子育て支援金支給条例	保健福祉課
54	病児保育及び病後児保育事業	町内に住所を有する生後6か月から小学校6年生までの児童に対し、病児保育及び病後児保育実施施設を利用した場合の利用料を全て支給する。	施設利用料の全額		病児及び病後児保育事業実施要綱	保健福祉課
55	在宅育児応援手当支給事業	町内に住所を有し、同一世帯内に子供が2人以上で、低年齢児(0～2歳児)を家庭で子育てする世帯(育児休業手当金を受給していない者に限る)に対し手当金を支給する。 ※R6.9.1～所得制限撤廃	同一世帯内の第2子以降の児童で、対象児童1人当たり月額10,000円		在宅育児応援手当支給事業実施要綱	保健福祉課
56	ひとり親家庭等高校通学費補助金	ひとり親家庭等児童の高校通学費の一部を助成する。	通学に要する公共交通機関の6か月定期購入費用の半額	補助金を控除した額	ひとり親家庭等世帯の児童高校通学費助成事業実施要綱	保健福祉課
57	ひとり親家庭等習い事支援事業	ひとり親家庭とふたり親の非課税世帯の子ども(小学校4年生から小学校6年生)の習い事に係る費用の一部を助成する。	ひとり親家庭医療費助成受給世帯または児童扶養手当受給世帯 【一部支給】60,000円/年 【全部支給】120,000円/年 ふたり親の非課税世帯 60,000円/年	補助金を控除した額	ひとり親家庭等習い事支援事業実施要綱	保健福祉課

南越前町の助成制度等一覧（令和7年4月1日現在）

（青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者 等	助成措置補助割合 （限度額等）	受益者 負担割合	付記 （例規の名称等）	担当 部局
58	結婚定住促進事業報償金（結婚祝い金）	町内に住所を有し、現に定住し、今後も定住する者に支給する。 （町税の滞納がある場合は支給対象としない。）	結婚1組につき 200,000円 結婚世話人 100,000円		結婚定住促進事業要綱	保健福祉課
59	結婚新生活支援事業	町内に住所を有し、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得が500万円未満の新規に婚姻した世帯に住宅取得費用や住宅賃借費用、引越費用、リフォーム費用を助成する。（町税の滞納がある場合は助成対象としない。）	10/10 助成限度額 600,000円		結婚新生活支援事業補助金交付要綱	保健福祉課
60 変更	早婚夫婦支援事業	町内に住所を有し、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下で、夫又は妻の年齢が25歳または29歳以下、かつ夫婦の所得額が500万円未満の新婚夫婦に対して支援金を交付する。（町税の滞納がある場合は助成対象としない。）	25歳以下を含む 1組の新婚夫婦につき 400,000円 25歳以下を含まない 1組の新婚夫婦につき 300,000円		早婚夫婦支援事業実施要綱	保健福祉課
61	子どもインフルエンザ予防接種費用助成事業	町内に住所を有し、予防接種当日において、生後6か月に達する日から年度末年齢が18歳までの高校生相当の者に対し、町内医療機関で受けるインフルエンザ予防接種の費用の全額を助成する。 ・生後6か月以上13歳未満の場合 2回まで ・13歳以上18歳までの場合 1回まで	接種費用の全額		子どもインフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱	保健福祉課
62	妊婦インフルエンザ予防接種費用助成事業	町内に住所を有し、予防接種当日において、妊娠届出書を町長に提出した者に対し、インフルエンザ予防接種の費用の全額を助成する。	接種費用の全額		妊婦インフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱	保健福祉課
63	不妊治療費助成事業	町内に1年以上住所を有し、法律上の婚姻をしている夫婦及び事実婚の夫婦が要した不妊治療費用の一部を助成する。 （町税の滞納がある場合は助成対象としない。）	不妊治療 助成限度額600,000円/年 精巣内精子採取術 助成限度額200,000円/回 精巣内精子採取術の1年度当たりの申請は1回を限度とする。	助成限度額を超過した額	不妊治療費助成事業実施要綱	保健福祉課
64	医療行為により免疫を失った場合の予防接種再接種費用補助金	骨髄移植や抗がん剤治療等の医療行為により接種済みの予防接種法に基づく定期の予防接種の効果が期待できないと医師に判断され、任意で改めて予防接種を受ける者に対し、当該予防接種に要する費用を補助する。 ※接種済みの定期接種の記録が母子手帳等で確認できる等の要件あり。	再接種に要した経費の全額		医療行為により免疫を失った場合の予防接種再接種費用補助金交付要綱	保健福祉課
65	禁煙外来治療費助成事業	町内に住所を有する20歳以上の者で、町が実施する禁煙支援プログラムに参加し、かつ医療機関において公的医療保険の適用となった禁煙外来治療を終了した者に対し、治療に要した費用の一部を助成する。（町税の滞納がある場合は助成対象としない。）	禁煙外来治療に要した費用の1/2	限度額を超過した経費	禁煙外来治療費助成金交付要綱	保健福祉課

南越前町の助成制度等一覧（令和7年4月1日現在）

（青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者 等	助成措置補助割合 （限度額等）	受益者 負担割合	付記 （例規の名称等）	担当 部局
66	ウィッグ等補 整具購入支 援事業	町内に住所を有し、がんや難病等と診断され、治療を受けた者又は現に受けている者（難病については、先天性等と診断され治療歴がない者を含む。）に対し、外見変化を補うウィッグ及び乳房補整具の購入費の一部を助成する。（町税の滞納がある場合は助成対象としない。）	対象事業費の1/2 （補助上限額50,000円）	対象経費から 左記により算 出した額を控 除した額	ウィッグ等補整 具購入支援事業 実施要綱	保健 福祉課
67	飼主のいない猫(野良猫)不妊手術費補助事業	町内に生息する飼主のいない猫(野良猫)の不妊手術に要する費用の一部を補助する。	協力病院において不妊手術をした場合 去勢手術・6,000円 避妊手術・9,000円	補助金を差し 引いた額	飼主のいない猫 (野良猫)不妊手 術費補助金交付 要綱	保健 福祉課
68	新規就農者 融資主体型 補助事業補 助金	認定新規就農者の就農計画を早期に達成するために、金融機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入を行う場合において、当該事業に係る経費の一部を助成 （町税の滞納がある場合は補助対象としない。）	対象事業費の3/5以内 （事業費上限10,000千 円）	事業費の 2/5以上	農林水産課所管 農業振興関連補 助金交付要綱	農林 水産課
69	強い農業・担 い手づくり総 合支援事業 補助金	経営発展に取り組む担い手に対して、金融機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入を行う場合において、当該事業に係る経費の一部を助成 （町税の滞納がある場合は補助対象としない。）	対象事業費の3/10以内 （事業費上限10,000千 円）	事業費の 7/10以上	農林水産課所管 農業振興関連補 助金交付要綱	農林 水産課
70	担い手確保・ 経営強化支 援事業補助 金	認定農業者等が経営コストの縮減や売上高の拡大を図るために、金融機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入を行う場合において、当該事業に係る経費の一部を助成 （町税の滞納がある場合は補助対象としない。）	対象事業費の1/2以内 （事業費上限 個人30,000千円 法人60,000千円）	事業費の 1/2以上	農林水産課所管 農業振興関連補 助金交付要綱	農林 水産課
71	集落営農組 織化支援事 業補助金	集落が集落営農の組織化に取り組む際に必要となる意向調査や研修会等に要する経費に対して助成	10万円（定額）		農林水産課所管 農業振興関連補 助金交付要綱	農林 水産課
72	6次産業化推 進事業補助 金	農林漁業者又は農林漁業者を含む3戸以上で組織する集団が6次産業化に取り組むために必要となる施設、機械等の整備に要する経費 （町税の滞納がある場合は補助対象としない。）	対象事業費の 1/2以内 （事業費上限570万円）	事業費の 1/2以上	農林水産課所管 農業振興関連補 助金交付要綱	農林 水産課

南越前町の助成制度等一覧（令和7年4月1日現在）

（青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者 等	助成措置補助割合 （限度額等）	受益者 負担割合	付記 （例規の名称等）	担当 部局
73	未来に繋ぐ ふくいの農業 応援事業 変更	スマート農業の実践や経営規模の拡大による水田農業の経営改善、園芸産地の拡大等、稼げる農業経営の実現に必要なとなる農業用機械・施設の導入、地域に必要なとされる担い手が営農を継続するために必要な取り組みおよび新規就農者の育成・確保に向けた取り組みを総合的に支援する。 （町税の滞納がある場合は補助対象としない。）	○水田支援（スマート農業、規模の拡大） 1/2以内 ○水田支援（営農の継続） 1/3以内 ○園芸支援（産地拡大） 1/2以内（※ただし、観光に資する事業と認められる場合は、1/3以内とする。） ○園芸支援（産地再生） 1/2以内 ○新規就農支援 1/2以内	対象経費から左記により算出した額を控除した額	農林水産課所管 農業振興関連補助金交付要綱	農林 水産課
74	中山間総合 対策支援事業	農作業受委託促進事業 南越前町地域農業サポートセンターを介して行う、1筆当たり20a未満の水田の機械による農作業受委託に対し、受託農家・委託農家に助成 ・同一圃場での作業回数上限は4回（稲以外は原則2回） ・全作業は水稻作業に限る。	受託農家 耕起・整地2,000円/10a 田植・播種1,000円/10a 収穫・脱穀2,000円/10a 畦畔草刈り1,500円/10a 全作業 10,000円/10a 委託農家 耕起・整地1,000円/10a 田植・播種1,000円/10a 収穫・脱穀1,000円/10a 畦畔草刈り 作業料金の1/3 全作業 5,000円/10a	対象経費から左記により算出した額を控除した額	中山間総合対策 支援事業補助金 交付要綱	農林 水産課
		草刈隊限界集落派遣支援 限界集落にある圃場の畦畔草刈り作業を依頼した者	草刈隊派遣事業における作業料金の1/2以内	対象経費から左記により算出した額を控除した額		
		今庄つるし柿復活プロジェクト事業 市場出荷販売を目的とする組織に所属しているものであり、南越前町地域農業サポートセンターを介し、柿の木の適正な管理を行う生産者に対して支援する。	柿の木の管理に係る資材購入経費 9/10以内	対象経費の1/10以上		
		担い手支援対策事業 中山間地域の新規担い手等が営農に必要な機械や施設の整備、新規営農組織の設立に係る経費等を支援する。	対象事業費の1/2以内	事業費の1/2以上		

南越前町の助成制度等一覧（令和7年4月1日現在）

（青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者 等	助成措置補助割合 （限度額等）	受益者 負担割合	付記 （例規の名称等）	担当 部局
75	変更 山海里集落 支援事業補 助金	〈通常版〉 集落が管理する農業用排水路や集落内排水路などの基幹施設の改修事業や公園整備に対する支援。対象事業費は1件当たり50,000円以上（公園整備の遊具点検は、2,000円以上）で、1集落当たり2,000,000円限度（現年災害復旧を除く。） 基幹施設維持保全機械リース 1集落150千円以内 基幹施設改修事業、特定受益施設改修事業、基幹施設維持保全機械リース事業を通じ1集落2,000千円以内	〈通常版〉 基幹施設 70%以内 （補助率加算あり 小規模集落加算 10世帯未満 10% 10世帯以上20世帯未満 5% 高齢化率加算あり 70%以上 10% 60%以上70%未満 5%） 特定受益施設 50%以内 現年災害復旧 90%以内 重機の借上げ 80%以内 補助率加算あり 小規模集落加算 10世帯未満 4% 10世帯以上20世帯未満 2% 高齢化率加算 70%以上 4% 60%以上70%未満 2% 年間15万円上限	〈通常版〉 基幹施設 3/10以上 特定受益施設 1/2以上 現年災害復旧 10/100以上 機械リース 8/10以上	山海里集落支援事業補助金交付要綱	農林 水産課
76	変更 環境保全型 農業直接支 払交付金	化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体	【全国共通取組】 有機農業 14,000円/10a 有機農業（加算措置） 16,000円/10a 緑肥の施用 5,000円/10a 【地域特認取組】 栽培期間中の化学肥料・化学農薬不使用栽培に類する取組（水稻） 5,000円/10a（見込） （そば） 3,000円/10a（見込）		環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（農林水産事務次官依命通知）	農林 水産課
77	中山間地域 等直接支払 交付金	中山間地域等における耕作条件の悪い農地等の保全を図り、多面的機能を維持・増進するため、町との協定に基づき農業生産活動等を実施する集落及び耕作・農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合等）	急傾斜 田（傾斜1/20以上、1ha以上の団地） 21,000円以内/10a 畑（傾斜15度以上、1ha以上の団地） 11,500円以内/10a 緩傾斜 田（傾斜1/100以上、1ha以上の団地） 8,000円以内/10a 畑（傾斜8度以上、1ha以上の団地） 3,500円以内/10a 超急傾斜加算 田（傾斜1/10以上、1ha以上の団地） 6,000円/10a 畑（傾斜20度以上、1ha以上の団地） 6,000円/10a		中山間地域等直接支払交付金等交付要綱（農林水産事務次官依命通知）	農林 水産課

南越前町の助成制度等一覧（令和7年4月1日現在）

（青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者 等	助成措置補助割合 （限度額等）	受益者 負担割合	付記 （例規の名称等）	担当 部局
78	中山間地域 農地保全事 業交付金	耕作放棄地等の解消を目的とし、条件の 悪い農地を保全し耕作する耕作者で、6 年以上の利用権を設定している借り手農 家等 （町税の滞納がある場合は補助対象とし ない。）	《中間管理機構》 Aランク 0円 Bランク 2,000円以内 Cランク 7,000円以内 Dランク 10,000円以内 Eランク 15,000円以内 （10a当たり単価） 《円滑化団体等》 Aランク 0円 Bランク 0円 Cランク 5,000円以内 Dランク 8,000円以内 Eランク 12,000円以内 （10a当たり単価）		中山間地域農地 保全事業交付金 交付要綱	農林 水産課
79	地場野菜等 出荷奨励事 業交付金	地場野菜などを販売目的で生産する者で 構成される生産組織等 （町税の滞納がある場合は補助対象とし ない。）	野菜等販売額の10%以 内		地場野菜等出荷 奨励事業交付金 交付要綱	農林 水産課
80	水田利活用 促進対策事 業交付金	米の生産調整と水田の利活用を目的に、 定められた作物を販売目的で生産する販 売農家及び集落営農等 （町税の滞納がある場合は補助対象とし ない。）	・大麦 1,500円以内/10a ・大豆 1,500円以内/10a ・そば 5,000円以内/10a ・二毛作 2,500円以内/10a ・水田園芸 6,500円以内/10a ・花はす 13,000円以内/10a ・飼料用米 2,000円以内/10a		水田利活用促進 対策事業交付金 交付要綱	農林 水産課
81	がんばれ特 産産地！小 さな農業応援 事業	新たな地域特産物の導入や加工品の開 発等、農家が行う販売を目的とした新た なチャレンジに要する経費に対して助成 する。（①生産基盤、生産管理施設、流 通加工施設の整備に対しての助成②本 事業を実施するにあたり必要となる、講 師謝礼や委託料、備品消耗品費等といっ た直接的な経費が助成対象。）	対象事業費の1/2以内 （限度額 2,000千円） ただし、観光に資するも のについては2/3以内 （うち町費1/6以内）	対象経費から 左記により算 出した額を控 除した額	がんばれ特産産 地！小さな農業 応援事業要綱	農林 水産課
82	特産品生産 奨励事業交 付金	地域特産品である「花はす、自然薯、つ るし柿、そば、梅、水仙」を販売目的で生 産する販売農家等 （町税の滞納がある場合は補助対象とし ない。）	花はす 5円以内/本 自然薯 180円以内/kg つるし柿 8円以内/個 そば 4,000円以内/俵 梅 23円以内/kg 水仙 5円以内/本		特産品生産奨励 事業交付金交付 要綱	農林 水産課
83	新規就農者 育成総合対 策（経営開始 資金）（旧農 業次世代人 材投資資金）	就農時49歳以下の認定新規就農者に対 して前年度の所得に応じて資金を交付 （町税の滞納がある場合は補助対象とし ない。）	12.5万円/月 （150万円/年） 最大3年間		農林水産課所管 農業振興関連補 助金交付要綱	農林 水産課

南越前町の助成制度等一覧（令和7年4月1日現在）

（青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者 等	助成措置補助割合 （限度額等）	受益者 負担割合	付記 （例規の名称等）	担当 部局
84	新規就農者 支援事業補助金	50歳以上60未満の新規就農者に対して 奨励金等を交付 （町税の滞納がある場合は補助対象とし ない。）	①就農奨励金 非農家出身者 1年目180万円 2年目120万円 3年目60万円 兼業農家出身者 1年目180万円 専業農家出身者 1年目60万円 ②小農具等整備奨励金 非農家出身者 購入費の1/2以内 事業費50万円以内 ③住宅確保助成金 県外出身者 月額家賃の1/2以内 月額家賃53千円限度	②購入費の 1/2以上 ③月額家賃の 1/2以上	農林水産課所管 農業振興関連補 助金交付要綱	農林 水産課
85	機構集積協 力金	福井県農地中間管理機構に10年以上農 地を貸し付けて、農地の集積・集約化に 取り組む地域や離農者	地域集積協力金 地域内の農地の一定 割合以上を機構に貸し 付けて、農地の集積・集 約化に取り組む地域 (1)地域集積協力金 1.0～3.4万円/10a (2)集約化奨励金 1.0～3.0万円/10a		農地集積・集約 化対策事業費補 助金交付要綱 （農林水産事務 次官依命通知）	農林 水産課
86	活力ある高 齢者による農 作業等支援 事業補助金	南越前町内の担い手農家に対し、水稻 及び転作物を耕作する圃場の畦畔の草 刈りを、南越前町シルバー人材センター に委託した場合に補助 （町税の滞納がある場合は補助対象とし ない。）	委託費の2分の1 （同一圃場において 年4回まで）	委託費の 2分の1	活力ある高齢者 による農作業等 支援事業補助金 交付要綱	農林 水産課
87	多面的機能 支払交付金 （農地維持支 払交付金）	農地法面の草刈り、水路の土砂上げ、農 道の砂利補充等の基礎的保全活動など 多面的機能を支える共同活動を実施す る組織	①農地維持支払 農振農用地 田 3,000円/10a 畑 2,000円/10a		多面的機能支払 交付金交付要綱 （農林水産事務 次官依命通知）	農林 水産課

南越前町の助成制度等一覧（令和7年4月1日現在）

（青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者 等	助成措置補助割合 （限度額等）	受益者 負担割合	付記 （例規の名称等）	担当 部局
88 変更	多面的機能 支払交付金 （資源向上支 払交付金）	町との協定に基づき、水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成、施設の長寿命化のための質的向上を図る共同活動等を実施する組織 みどり加算については、R6年度に環境保全型農業直接支払交付金を実施していた実施主体であって、多面的活動組織の要件を満たさないものであっても5年間は経過措置として、対象となります。ただし、みどり加算のみの実施となります。 【要件】 化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷低減に取り組む面積が増加する場合	②資源向上支払 農振農用地 新規地区 田 2,400円/10a 畑 1,440円/10a 継続地区(5年以上) 田 1,800円/10a 畑 1,080円/10a 加算措置 環境負荷低減の取組への支援 （みどり加算） 長期中干し 800円/10a 冬期湛水 4,000円/10a 夏期湛水 8,000円/10a 中干し延期 3,000円/10a 江の設置 4,000円/10a （作溝実施） 3,000円/10a （作溝未実施） ③長寿命化 田 4,400円/10a 畑 2,000円/10a ※ただし、新規地区であっても③を取り組む場合②は0.75となる。 直営施工を行わない場合は5/6単価を適用		多面的機能支払交付金交付要綱（農林水産事務次官依命通知）	農林水産課
89	有害鳥獣被害防止施設整備事業（集落） 【資材費】	各種柵の資材費（新設・更新）について集落に対し補助（設置費は含まない。） （要件） ・集落全体の同意（集落要望）に基づき、集落単位で柵の購入及び設置を行う場合に限る ・柵及び周辺（草刈り等）の適切な管理を継続的にを行い、各種柵の耐用年数の期間、財産処分することなく（必要に応じ修繕し）、使用を継続すること。 （耐用年数） ・電気柵 5年 ・ワイヤーメッシュ柵 14年 ・ネット柵 10年 単年における採択事業費は、2,000千円/1集落を上限とする。	【シカ対策】 資材費（又は補助上限基準額）の90%以内 ・電気柵（5段以上） 162円/段 ・ワイヤーメッシュ柵（高さ200cm以上） 2,145円/m ・ネット柵（高さ200cm以上） 1,199円/m 【イノシシ対策】 資材費（又は補助上限基準額）の80%以内 ・電気柵（2段以内） 162円/段 ・ワイヤーメッシュ柵（高さ120cm以内） 1,419円/m 【サル対策】 資材費（又は補助上限基準額）の90%以内 ・電気柵 162円/段	【シカ対策】 資材費 10% 【イノシシ対策】 資材費 20% 【サル対策】 資材費 10%	鳥獣害対策協議会補助金等交付要綱	農林水産課（鳥獣害対策協議会）

南越前町の助成制度等一覧（令和7年4月1日現在）

（青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者等	助成措置補助割合 （限度額等）	受益者 負担割合	付記 （例規の名称等）	担当 部局
90 変更	有害鳥獣被害防止施設整備事業（集落） 【設置費】	協議会が推奨するシカ対策用の高さ2mのワイヤーメッシュ柵を設置する場合に、設置に係る費用の一部を集落に対し補助	【補助率】 補助基準額の1/4 【補助上限単価】 補助基準額 1,080円/m	設置費 3/4	鳥獣害対策協議会補助金等交付要綱	農林水産課 （鳥獣害対策協議会）
91	有害鳥獣被害防止施設整備事業（個人）	鳥獣害対策協議会が指定する柵の設置に対する助成（個人） 【シカ対策】 ・ネット柵（電気なし） 【イノシシ対策】 ・ワイヤーメッシュ柵（メッキ加工有） 【サル・シカ対策】 ・おじろ用心棒（WM柵＋電気柵） ・モンキーショック（電気式ネット柵） ・エレキネット（電気式ネット柵）	【資材費】 費用の70%以内の金額を助成 【設置費】 費用の50%以内の金額を助成 資材費、設置費共に協議会が定めた予算の範囲内とする。	資材費 30% 設置費 50%	鳥獣害対策協議会補助金等交付要綱	農林水産課 （鳥獣害対策協議会）
92	有害獣捕獲奨励事業	集落が実施する捕獲檻の見回り、給餌、捕獲時の通報等の作業に対し報償費として交付 ・集落における農作物被害の発生が明らかであること。 ・集落が一体となって侵入を防ぐための施設の維持管理に取り組んでいること。 ・集落で捕獲檻の見回りを毎朝1回以上必ず実施できる体制が整っていること。	イノシシ 5,000円/頭 ニホンジカ 5,000円/頭 ニホンザル 10,000円/頭 ハクビシン等中獣類 2,000円/頭			農林水産課
93	有害獣死骸処理事業	集落が捕獲した野生獣の死骸処理作業に要した費用の一部を報償費として交付 ・集落における農作物被害の発生が明らかであること。 ・集落が一体となって侵入を防ぐための施設の維持管理に取り組んでいること。 ・集落で捕獲檻の見回りを毎朝1回以上必ず実施できる体制が整っていること。	イノシシ 8,000円/頭 ニホンジカ 8,000円/頭 ハクビシン等中獣類 2,000円/頭			農林水産課
94	有害獣埋設場所設置補助事業	集落及び捕獲隊が設置する有害鳥獣埋設場所の埋設穴の掘削費用（委託費）の一部を集落に補助	対象事業費の9/10 （補助上限額：54,000円）	1/10	鳥獣害対策協議会補助金等交付要綱	農林水産課 （鳥獣害対策協議会）
95	有害獣等誘引樹木伐採事業	人の生活圏に有害獣等を誘引する恐れがある柿や栗などの実が生る樹木を伐採するための経費の一部を集落に補助	対象事業費の2/3 （補助上限額：100,000円）	1/3	有害獣等誘引樹木伐採事業補助金交付要綱	農林水産課
96	有害捕獲隊員育成事業	狩猟免許の新規取得及び更新の費用の一部を助成 取得費用の内訳 講習会参加費9,300円 更新費用の内訳 講習会参加費7,300円 狩猟免許の新規取得の一部を助成 取得申請手数料5,200円 （特別要件） 県猟友会南越前支部に入会した場合のみ	各講習会参加費の2/3以内 1種類毎に手数料の全額	取得・更新費用 1/3	鳥獣害対策協議会補助金等交付要綱	農林水産課 （鳥獣害対策協議会）

南越前町の助成制度等一覧（令和7年4月1日現在）

（青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者等	助成措置補助割合 （限度額等）	受益者 負担割合	付記 （例規の名称等）	担当 部局
97	集落森林境界明確化促進交付金	境界明確化事業推進組織を編成し、森林境界の明確化を集落単位で実施する組織に対する助成	5,000円/ha 2,000円/筆 30,000円/組織		集落森林境界明確化促進交付金交付要綱	農林 水産課
98	漁業施設改修事業補助金	沿岸漁業漁村振興構造改善事業で整備を行った施設の改修に対する経費	1.5/10	8.5/10	漁業施設改修事業補助金交付要綱	農林 水産課
99	浜の活力再生交付金事業補助金	「浜の活力再生プラン」を実行する団体（漁業協同組合、県市町からなる再生委員会）	①浜の活力再生プラン推進事業 国 5/10 町 1.5/10 ②水産業強化支援事業 国 5/10 県 2/10 町 1.5/10 ①、②ともに町負担額上限 5,000千円/1事業当たり	①3.5/10 ②1.5/10	浜の活力再生交付金事業補助金交付要綱	農林 水産課
100 変更	地場水産品等出荷奨励事業交付金	町内に在住又は町内に住所を有する鮮魚店及び水産加工業者であって、町内直売所に出荷することを目的に生産している者が加入している協議会や生産組合	販売額の2.5%以内		地場水産品等出荷奨励事業交付金交付要綱	農林 水産課
101	農業者経営安定資金利子補給事業補助金	担い手農家等が農業用の施設及び機械等の取得に要する資金の融資を受けたとき、当該融資に係る利子に対し、補給金を支給するための経費	融資額に係る利息の80% （利子補給の対象となる融資額の範囲は、500万円～5,000万円） 補給期間は10年以内		農業者経営安定資金利子補給要綱	農林 水産課
102	高性能林業機械活用支援事業補助金	町内に事業所を有する林業経営体や町内に住所を有し現に居住している自伐林家や自伐型林業者が、高性能林業機械をリースし効率的に林業作業を行った事業に対する経費	対象事業費の1/2	1/2	高性能林業機械活用支援事業補助金交付要綱	農林 水産課
103	林業研修資格取得事業補助金	町内に事業所を有する林業経営体や町内に住所を有し現に居住している自伐林家や自伐型林業者が、林業に必要な安全教育や技能講習の受講に要した経費	対象事業費の1/2 （補助上限額：100,000円）	1/2	林業研修資格取得事業補助金交付要綱	農林 水産課

南越前町の助成制度等一覧（令和7年4月1日現在）

（青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者 等	助成措置補助割合 （限度額等）	受益者 負担割合	付記 （例規の名称等）	担当 部局
104	作業道整備 事業補助金	町内に事業所を有する林業経営体や町内に住所を有し現に居住している自伐林家や自伐型林業者が、森林整備を行うため作業道の開設等に要した経費	路面整備 幅員1.5～2.0m 100円/m 幅員2.0～2.5m 130円/m 幅員2.5～3.0m 150円/m 幅員3.0m以上 200円/m 開設 幅員1.5～2.0m 2,000円/m 幅員2.0～2.5m 3,000円/m 丸太積工 700円/m 洗い越し工 6,000円/箇所 木製路面排水設備 700円/m	対象事業費を 超えた費用	作業道整備事業 補助金交付要綱	農林 水産課
105 新規	新ご当地グルメ販売奨励事業交付金	町商工会に加入もしくは町内に店舗を有しており、料理家 栗原心平氏が開発した新ご当地グルメ1品以上を販売する者	令和6年度～令和9年度 販売額(税抜)の1/10以内		新ご当地グルメ販売奨励事業交付金交付要綱	農林 水産課
106	若い世代の定住に向けた住宅取得促進事業補助金	・町分譲地に住宅を新築した者で、補助金申請時に満40歳未満の者（市町村税等の滞納がある場合は補助対象としない。）	40歳未満の申請者 町分譲地売買価格の1/5 30歳未満の申請者 町分譲地売買価格の2/5	対象経費から左記により算出した額を控除した額	若い世代の定住に向けた住宅取得促進事業補助金交付要綱	建設 整備課
107	定住に向けた住宅新築促進事業補助金	【新築住宅を取得した場合】 ・町内に新築住宅を建設し、居住する方 ・補助事業者世帯全ての所得が、児童手当所得制限限度額を超えない世帯（市町村税等の滞納がある場合は補助対象としない。）	対象経費の1/10 限度額 500,000円	対象経費から左記により算出した額を控除した額	定住に向けた住宅新築促進事業補助金交付要綱	建設 整備課
108	住宅政策ふるさと企業活性化奨励事業補助金	・町内に新築住宅を建設し、居住する方 ・町の住宅関係補助制度に採択（新築住宅）されていること ・補助事業者世帯全ての所得が、児童手当所得制限限度額を超えない世帯（市町村税等の滞納がある場合は補助対象としない。） ・町内建設業者による施工であること	定額 300,000円	対象経費から左記により算出した額を控除した額	住宅政策ふるさと企業活性化奨励事業補助金交付要綱	建設 整備課
109	多世帯近居住宅支援事業補助金	・新たに直系親族と近居する者（ただし、直系卑属の単独世帯は除く。） ・近居するために、一戸建て住宅を建設又は購入する者（市町村税等の滞納がある場合は補助対象としない。）	対象経費の10/10 限度額 500,000円	対象経費から左記により算出した額を控除した額	多世帯近居住宅支援事業補助金交付要綱	建設 整備課

南越前町の助成制度等一覧（令和7年4月1日現在）

（青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者 等	助成措置補助割合 （限度額等）	受益者 負担割合	付記 （例規の名称等）	担当 部局
110	多世帯同居 リフォーム支 援事業補助 金	・間取りの変更工事・バリアフリー改修工 事・設備の改修工事等を町内に主たる 営業所を有する建設業者が行う工事 ・既存住宅をリフォームし、新たに多世帯 同居をする者又は多世帯同居の世帯数 が1以上増加する者 ・同居者のいずれかの住民票異動日が 補助申請日から遡って6ヶ月以内である こと （市町村税等の滞納がある場合は補助 対象としない。）	対象経費の1/2 限度額 900,000円	対象経費から 左記により算 出した額を控 除した額	多世帯同居リ フォーム支援事 業補助金交付要 綱	建設 整備課
111	空き家住まい 支援事業補 助金	[対象事業] 町内の一戸建て住宅（空き家）の購入 又はリフォーム [対象者] (1)空き家購入への補助 空き家を購入する移住者、子育て世 帯、新婚世帯、町内進出企業の従業員、 多世帯同居者及び多世帯近居者 (2)空き家リフォームへの補助 ①空き家を購入又は賃借する移住者、 子育て世帯、新婚世帯、町内進出企業の 従業員、多世帯同居者及び多世帯近居 者 （市町村税等の滞納がある場合は補助 対象としない。）	《空き家情報バンク登 録物件》 【購入】 対象経費の1/3 限度額 600,000円 【リフォーム】 対象経費の1/3 限度額 600,000円 《空き家情報バンク未 登録物件》 【購入】 対象経費の1/3 限度額 400,000円 【リフォーム】 対象経費の1/3 限度額 400,000円 ※購入又はリフォーム のどちらか一方におい て、子育て世帯に該当 する場合は、300,000円 を限度に加算 ※安心リフォーム住宅 購入の場合は、600,000 円を限度に加算	対象経費の 2/3 補助限度額 を超過した額	空き家住まい支 援事業補助金交 付要綱	建設 整備課

南越前町の助成制度等一覧（令和7年4月1日現在）

（青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者 等	助成措置補助割合 （限度額等）	受益者 負担割合	付記 （例規の名称等）	担当 部局
112	空き家等解体及び撤去事業補助金	【補助対象経費】 空き家等の解体及び撤去に要した費用 【補助対象空き家等】 次に該当するもので個人が所有するもの及び公共事業等の補償の対象となっていないもの ①南越前町空家等対策推進協議会において、「特定空家」に認定された空き家等 ②雪害、地震、風水害、土砂災害等の自然災害により被害が生じた空き家等 ③昭和56年5月31日までに着工し、又は建築された木造の空家等で、構造の腐朽又は破損の程度を外観目視により評定した評点の合算が25点以上である空き家等 【補助対象者】 町税等を滞納していない者で、次のいずれかに該当するもの ア 町内に存する空き家等の所有者 イ アの所有者から空き家等の解体及び撤去について委任を受けた者	① 補助率1/3 補助上限 500,000円 ※当該空き家が下記の加算要件のいずれかに該当する場合は、500,000円を限度に加算（ただし、補助金の総額は事業費の2/3以内） ②・③ 補助率1/3 補助上限 300,000円 ※当該空き家が下記の加算要件のいずれかに該当する場合は、300,000円を限度に加算（ただし、補助金の総額は事業費の2/3以内） 【加算要件】 (1) 構造が木造以外(③以外) (2) 延べ床面積200㎡以上 (3) 敷地が狭隘道路沿い又は未接道であるもの (4) 文化財保護法で定められた伝統的建造物群保存地区、自然公園法で指定された自然公園の区域等 (5) 除却後、翌年度までの建て替え、敷地の売却又は自治会等の活用などの跡地利用	対象経費から左記により算出した額を控除した額	空き家等解体及び撤去事業補助金交付要綱	建設整備課
113	空家家財処分支援事業補助金	・町内に空家等を所有又は管理し、かつ、町の空き家情報等に登録したもの ・空家内部の放置された仏壇、仏具、家具等の処理費 （市町村税等の滞納がある場合は補助対象としない。）	対象経費の1/2 補助限度額 50,000円	対象経費から左記により算出した額を控除した額	空家家財処分支援事業補助金交付要綱	建設整備課
114	空き家適正管理促進事業補助金	・町内に空家等を所有又は管理するもの ・空き家の外観調査、内部換気、敷地の草刈等 （市町村税等の滞納がある場合は補助対象としない。）	対象経費の1/3 補助限度額 36,000円	対象経費から左記により算出した額を控除した額	空き家適正管理促進事業補助金交付要綱	建設整備課
115 変更	木造住宅耐震診断等促進事業	・昭和56年5月以前に着工された在来工法又は伝統的構法による一戸建て住宅の診断士等の派遣に要する費用（町税等の滞納がある場合は補助対象としない。）	【一般診断法】 助成限度額 （床面積170㎡以下・図面有） 124,000円 （床面積170㎡超え・図面有） 144,000円 （床面積170㎡以下・図面無） 168,000円 （床面積170㎡超え・図面無） 188,000円 【伝統耐震診断法】 対象経費の9/10 助成限度額554,400円	【一般診断法】 個人負担額 10,000円 【伝統耐震診断法】 個人負担額 61,600円	木造住宅耐震診断等促進事業実施要綱	建設整備課

南越前町の助成制度等一覧（令和7年4月1日現在）

（青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者 等	助成措置補助割合 （限度額等）	受益者 負担割合	付記 （例規の名称等）	担当 部局
116 変更	木造住宅耐震改修促進事業補助金	・町の耐震診断を行い、診断評点が1.0未満の木造住宅の耐震改修に要する費用（市町村税等の滞納がある場合は補助対象としない。）	【全体改修】 補助限度額175万円 （工事費の100%以内） 【部分改修】 補助限度額175万円 （工事費の100%以内）	補助限度額を超過した額	木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱	建設整備課
117	伝統的な古民家耐震改修促進事業補助金	・町の耐震診断を行い、診断評点が1.0未満の伝統的な古民家の耐震改修に要する費用（市町村税等の滞納がある場合は補助対象としない。）	【全体改修】 補助限度額237万5千円 （工事費の100%以内）	補助限度額を超過した額	伝統的な古民家耐震改修促進事業補助金交付要綱	建設整備課
118	吹付けアスベスト調査事業補助金	・町内に所在する民間建築物の吹き付けアスベスト調査費用 ・福井県が管理するアスベスト調査台帳に記載されているもの（戸建て住宅及び木造建築物以外の民間建築物）に限る。（市町村税等の滞納がある場合は補助対象としない。）	調査費用から消費税を差し引いた全額（補助限度額1棟当たり 250,000円）		吹付けアスベスト調査事業補助金交付要綱	建設整備課
119	がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	土砂災害防止法に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」内の危険住宅について、居住者自身の自助努力による住宅除去費用の補助	1/2 補助限度額 ・ 町内→町内1,000千円 ・ 町内→町外780千円	1/2	がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱	建設整備課
120 変更	地域をつなぐ河川環境づくり推進事業補助金	・ 県管理の河川区域内にて、地域住民の団体が行う草刈りや環境美化活動に対し、自発的な河川維持管理に必要な経費の補助（食糧費を除く。） ・ 年2回実施	事業面積1㎡当たり6.3円を乗じた金額の2/3を上限	1/3	地域をつなぐ河川環境づくり推進事業補助金交付要綱	建設整備課
121 変更	河川等美化地域活動補助金	町管理の河川区域内にて、地域住民の団体が行う草刈りや環境美化活動に対し、自発的な河川維持管理に必要な経費の補助（食糧費を除く。）	事業面積1㎡当たり6.3円を乗じた金額の2/3を上限	1/3	河川等美化地域活動事業補助金交付要綱	建設整備課
122	除排雪機械整備事業補助金	南越前町と町道除排雪業務を締結し、南越前町道路除雪基本計画で定める除排雪業務を行う事業者に対し、機械等整備にかかる経費を助成する。 ①補助事業完了年度から7年間は補助対象除排雪機械にて町道の除排雪を行うこと。 ②国税及び町税を完納していること。 ③対象機械は、ホイールローダ（トラクタショベル）、ドーザ及びグレーダ（付加仕様を含む）の購入費とし、新車及び中古車、又はリース車両（リース車両の場合は7年間の長期貸借契約を締結していること）にかかる経費	補助率1/3 （限度額300万円/台）		除排雪機械整備事業補助金交付要綱	建設整備課
123	道路ボランティアサポート補助金	国及び町と協定を締結した団体で、町内の道路路面・植樹帯等の維持管理に要する費用の一部を補助	1団体80,000円/年を上限		道路ボランティアサポート事業補助金交付要綱	建設整備課

南越前町の助成制度等一覧（令和7年4月1日現在）

（青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者 等	助成措置補助割合 （限度額等）	受益者 負担割合	付記 （例規の名称等）	担当 部局
124	浄化槽設置 整備事業補 助金	・特定環境保全公共下水道区域及び農 業集落排水区域以外の区域で浄化槽を 設置する費用の一部を補助 （市町村税等の滞納がある場合は補助 対象としない。）	補助限度額 5人槽 390,000円 6～7人槽 474,000円 8～10人槽 660,000円 （※50人槽まで補助制 度あり）	補助限度額 を超過した額	浄化槽設置整備 事業補助金交付 要綱	建設 整備課
125	資源回収奨 励事業補助 金	町内の地域住民で組織する団体が実施 する、町内各家庭からの資源回収に対し 奨励金を交付する。（新聞紙、雑誌、段 ボール類）	団体…5円/kg 業者…2円/kg		資源回収奨励金 交付要綱	建設 整備課
126	ゴミステー ション整備事 業補助金	新規、更新又は修繕 受益世帯数 概ね10世帯以上 対象事業費 50,000円～500,000円	対象経費の7/10 （補助率加算あり 小規模集落加算 10世帯未満 10% 10世帯以上20世帯未満 5% 高齢化率加算あり 70%以上 10% 60%以上70%未満 5%） 補助限度額350,000円	3/10	ゴミステーション 整備事業実施要 綱	建設 整備課
127	新規 生ごみ処理 器設置奨励 金	町内に住所を有する者であって、交付申 請の会計年度内に電気を動力として用い ない生ごみ処理器を購入し設置したとき に要する費用の一部を補助 （市町村税等の滞納がある場合は補助 対象としない。）	・対象経費の1/2（100円 未満切捨て） ・限度額 5,000円 ・1世帯につき2基が限 度	対象経費の 1/2 補助限度額 を超過した額	生ごみ処理器設 置奨励金交付要 綱	建設 整備課
128	住宅の太陽 光・蓄電池設 備導入促進 事業補助金	町内で自ら居住する住宅の敷地内に、太 陽光発電設備及び蓄電池設備を設置す る費用の一部を補助	（1）太陽光発電及び蓄 電池設備をセットで導入 ・太陽光（5kw） 限度額 35万円 ・蓄電池（5kw） 対象経費の1/3 限度額 25.5万円 （2）太陽光発電設備を 単独で導入 ・太陽光（5kw） 限度額 25万円	（太陽光） 補助限度額を 超過した額 （蓄電池） 対象経費の 2/3	住宅の太陽光・ 蓄電池設備導入 促進事業補助金 交付要綱	建設 整備課
129	スポーツ競 技・文化芸術 活動全国大 会等出場補 助金	全国及び地方ブロックへの大会出場経費 【対象者】 ・町内の小中学校に在籍し、スポーツ少 年団又は中学校部活動に籍を有する選 手及び監督（ただし、他市町の競技団体 から出場する場合は除く。） ・町内の小中学校に籍を有し、県等に選 抜された選手及び監督 ・対象人数については大会要項等に定め られた選手及び監督の数	・全国大会等 運賃・宿泊費のうち、他 団体が負担する額の残 額とする。ただし、宿泊 費の実質上限は10,000 円/人とする。 また、個人競技の場合 は、出場選手・監督の ほかに選手1名分を認 める。 ・海外大会等 運賃・宿泊費のうち、他 団体が負担する額の残 額の1/2相当額とする。 また、個人競技の場合 は、出場選手・監督の ほかに選手1名分を認 める。		スポーツ競技・文 化芸術活動全国 大会等出場補助 金交付要綱	教育 委員会

南越前町の助成制度等一覧（令和7年4月1日現在）

（青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者 等	助成措置補助割合 （限度額等）	受益者 負担割合	付記 （例規の名称等）	担当 部局
130	スポーツ競技・文化芸術活動全国大会等出場激励金	南越前町のスポーツ及び文化芸術活動の振興を図るため、各種スポーツ競技及び文化芸術活動の全国大会等に出場する町内に住民票を有する個人又は町内を本拠地に活動する団体に対し、激励金を交付する。	【国民体育大会】 10,000円/人 【全国大会等】 ・北信越大会等 8,000円/人 ただし、中学生以下が 出場する場合に限る。 ・全国大会等 10,000円/人 ・団体競技の場合には、 「北信越大会等」は 60,000円、「全国大会 等」は100,000円をそれ ぞれ上限とする。 【国際大会】 30,000円/人 ただし、団体競技の場 合には、100,000円を上 限とする。		スポーツ競技・文化芸術活動全国大会等出場激励金交付要綱	教育委員会
131	特別支援教育就学奨励費補助金	学用品費、通学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、新入学学用品費 【対象者】 ・特別支援学級在級者等	左記対象経費の1/2 （一部上限あり）		特別支援教育就学奨励費支給要綱	教育委員会
132	要保護児童生徒就学援助費補助金	修学旅行費 【対象者】 ・生活保護法の規定による保護を受けている世帯	左記対象経費の10/10		要保護及び準要保護児童生徒就学援助要綱	教育委員会
133	準要保護児童生徒就学援助費補助金	学用品費、通学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、新入学学用品費 【対象者】 ・町県民税の所得割・均等割が非課税世帯 ・児童扶養手当を受けている世帯	左記対象経費の10/10 （一部上限あり）		要保護及び準要保護児童生徒就学援助要綱	教育委員会
134	指定文化財保存費補助金	指定文化財の保存整備及び補修費	1/2 事業費限度額 200万円	1/2	指定文化財保存費補助金交付要綱	教育委員会
135	ウォーターランド南条入館料助成事業	町内の保育所(園)、認定こども園及び小・中学校に通う子どもが利用する場合に入館料を助成する。	土・日曜日、祝日、春休み、冬休みは1/2補助 （入館料250円に対し 125円補助） 夏休みは無料		ウォーターランド南条入館料助成事業実施要綱	教育委員会
136	福井の伝統的民家普及促進事業補助金	伝統的民家群保存活用推進地区における伝統的民家の改修や地域づくり活動に対する経費を助成する。 ①ふくい伝統的民家の新築等工事 ②ふくい伝統的民家の改修工事 ③地域づくり活動を行う団体等の活動費 ④地域づくり活動を行う団体が地域活性化に資する目的で行う空き家の改修工事 （①②については町税等を滞納している場合は補助しない。）	①補助率1/2 （限度額160万円） ②補助率1/2 （限度額300万円） ③限度額20万円 ④補助率4/5 （限度額600万円）		福井の伝統的民家補助金交付要綱	教育委員会

南越前町の助成制度等一覧（令和7年4月1日現在）

（青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者 等	助成措置補助割合 （限度額等）	受益者 負担割合	付記 （例規の名称等）	担当 部局
137	高等学校等 就学支援金	基準日において、町内に住所を有する者 で、かつ、地区から最も近い駅までの距 離が5km以上の地区に居住する高等学 校等に就学する対象児童を持つ保護者 等（町税の滞納がある場合は支給対象と しない。）	居住する地区から最も 近い駅までの距離に応 じ、対象児童1人につき 以下のとおり支給する。 5km以上8km未満 年額 8,000円 8km以上11km未満 年額 12,000円 11km以上14km未満 年額 16,000円 14km以上17km未満 年額 20,000円 17km以上 年額 24,000円		高等学校等就学 支援金支給に関 する要綱	教育 委員会
138	通学路ブロッ ク塀等除却 事業補助金	通学路上にあるブロック塀等で倒壊のお それのある物の撤去及び県産材を利用 した再設置に係る経費を補助する。 ①ブロック塀の高さが2.2メートルを超える もの ②ブロック塀等の高さが1.2メートルを超 えるものであって、控え壁が3.4メートル以 内の間隔で設置されていないもの ③町長が別に定める診断の方法により 算出されるブロック塀等の安全性に係る 判定値が一定基準未満のもの （町税の滞納がある場合は支給対象とし ない。）	①、②のいずれか少な い方の額（1,000円未満 切捨）上限20万円（県産 材を利用した再設置を 行う場合は60万円） ①ブロック塀等の工事 に要する経費×2/3 ②ブロック塀等の延長 ×8万円×2/3	対象経費の 1/3	通学路ブロック塀 等除却事業補助 金交付要綱	教育 委員会
139	定住化促進 奨学金返還 サポート補助 金	経済的理由により、公的機関から奨学 金の貸与を受けて大学等に進学し、卒業 後、南越前町内に定住する意思を持った 者に対し、当該の者が借り入れた奨学金 の返還の一部について、補助する。 【対象者】 南越前町に定住する意思を持ち、日本 学生支援機構、福井県大学奨学金その 他町長が適当と認める奨学金を受け、返 還予定又は返還中である者であって、次 に掲げるもの ○新卒者 ・申請時の属する年度に奨学金を利用し て大学等を卒業（見込）する者 ○既卒者 ・認定申請時点で、卒業後10年以内に町 外から転入した方 ・奨学金の返還を開始した年度から起算 して10年以内の者	・該当する年度（既卒者 は認定を受けた月の翌 月から起算）において、 奨学金の返還に要する 経費の3分の1の額（上 限5万円） ・補助金の交付を受け ることができる期間は、 奨学金の返還を開始し た年度から起算して10 年間を限度	対象経費の 2/3 助成限度額を 超えた額	定住化促進奨学 金返還サポート 補助金交付要綱	教育 委員会
140	伝統的建造 物群保存地 区補助金	南越前町伝統的建造物群保存地区にお ける環境の保存に要する経費に助成す る。 ①伝統的建造物の修理及び環境物件の 復旧 ②伝統的建造物以外の建築物等の修景	①4/5（限度額 主屋 800万円、土蔵500万 円、建築面積100㎡以 上の土蔵1000万円、付 属屋200万円、工作物 100万円） ②3/5（限度額 主屋 400万円、土蔵200万 円、付属屋100万円、工 作物50万円）	①対象経費の 1/5 助成限度額を 超えた額 ②対象経費の 2/5 助成限度額を 超えた額	伝統的建造物群 保存地区補助金 交付要綱	教育 委員会

南越前町の助成制度等一覧（令和7年4月1日現在）

（青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所）

No.	名称	対象経費・対象者等	助成措置補助割合 (限度額等)	受益者 負担割合	付記 (例規の名称等)	担当 部局
141	重要文化的 景観保護推 進事業補助 金	南越前町の重要文化的景観の保存及び活用を図るため、重要文化的景観の重要な構成要素の復旧修理及び修景等工事を行う者に対して交付する(重要文化的景観の構成要素のみ対象)。 【重要な構成要素】 水仙畑、糠集落、十九社神社、松尾神社、円光寺、杜氏関連功労碑、白竜の滝、特務艦関東の遭難の碑 【補助対象事業】 ・重要文化的景観の構成要素となる物件の復旧修理及び修景 ・重要文化的景観に係る標識、説明板、境界等の設置及び改修工事 ・重要文化的景観に係る防災又は便益管理施設の設置等の工事	経費の4/5以内 (限度額 水仙畑に關するもの800万円、それ以外400万円)	対象経費の 1/5 助成限度額を 超えた額	重要文化的景観 保護推進事業補 助金交付要綱	教育 委員会
142	学校給食費 無償化事業 助成金	子育て支援の一環として、次代を担う小中学生が健康でいきいきと学校生活を送るための学校給食を無償化し、子育て世帯の負担軽減を図る。 【助成金対象】 ①南越前町内在住で特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童生徒の保護者で、南越前町に住所を有している方。 ②食物アレルギー等で医師から食事療法が指示されたことにより、学校給食を喫食できず、「完全弁当」を持参している児童生徒の保護者。 ③その他、南越前町長が特に補助することが適当と認めた児童生徒の保護者。	児童等の給食を提供するために要した食材等の費用と児童等の年間総食数に小学校においては、1食250円(月4,300円上限)、中学校においては、1食280円(月4,800円上限)を乗じて得た額のいずれ低い額。		学校給食費無償 化事業要綱	教育 委員会